

福島県インターンシップ実施要綱

(趣旨)

第1条 本要綱は、県が大学、短期大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）からの要請により、大学等の学生をインターンシップによる実習生（以下「実習生」という。）として受け入れるために必要な事項について定める。

(目的)

第2条 県は、職業意識の向上と将来における職業選択に必要な社会経験が得られるよう、県庁内及び出先機関において就業体験の機会を学生に提供することで、県行政に対する理解を深め本県のイメージアップを図ることを目的とする。

(対象者)

第3条 実習生は、次の基準を満たす者とする。

- (1) 福島県職員への採用を希望している者
 - (2) 実習意欲が高く、品行方正で服務規律を遵守することが確実である者として、大学等が責任を持って推薦する者
- 2 看護師、社会福祉士等の資格取得に必要な実習については、本要綱の対象外とする。

(受入れの手続)

第4条 県の機関において学生の実習を希望する大学等は、福島県知事（以下「知事」という。）に対し様式1により実習の申込みを行うものとする。

- 2 知事は、本要綱の趣旨を勘案して実習生の受入れの可否及び受け入れる所属を決定し、その結果を様式2により当該大学等の代表者へ通知する。
- 3 知事は、受入れの可否を判断するために必要な実習生に関する情報を大学等へ請求することができる。

(受け入れる所属の役割)

第5条 実習生を受け入れる所属の所属長は、実習の円滑かつ効果的な実施を図るため、当該所属内において、実習担当者を指名する。

- 2 実習担当者は、実習の内容、期間等について様式3により実習プログラム計画書を実習の2週間前までに実習生及び実習生が在籍する大学等の代表者へ送付する。
- 3 実習担当者は、実習生が在籍する大学等の代表者から実習結果等についての報告を求められたときは、これを作成し、実習生が在籍する大学等の代表者及び総務部人事課長（以下、「人事課長」という。）に報告書等を提出する。

(実習時期及び期間)

第6条 本要綱の対象となる実習時期は、7月から9月までの期間内において原則2週間以内とし、大学等と協議の上決定する。

(実習時間)

第7条 実習時間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、知事が必要と認める場合には、実習時間を変更することができる。

(報酬等)

第8条 福島県は、実習生に対して、報酬・賃金、居住地から実習場所までの交通費、食費その他実習に伴ういかなる経済的負担も行わない。

(服務)

第9条 実習生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。

2 実習生は、実習時間中、福島県職員が遵守すべき法令、条例等及び情報セキュリティポリシー、インターンシップの実施に係る情報セキュリティ実施手順等並びに実習先の所属の長及び実習担当者の指導、指示等に従わなければならない。

3 実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。

4 実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表等する場合には、事前に実習担当者及び人事課長の承認を得なければならない。

5 実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ実習担当者にその旨連絡しなければならない。やむを得ない場合は、事後速やかに実習担当者にその旨連絡しなければならない。

(誓約書)

第10条 実習生は、様式4による誓約書を、事前に知事へ提出しなければならない。また、当該実習生が在籍する大学等の代表者は、この誓約の遵守について指導徹底するものとする。

(実習の中止)

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができる。

(1) 実習生が第9条の規定による服務義務に従わない場合その他の実習を継続することが困難であるとき。

(2) 実習を継続することにより業務に支障が生じ、又はそのおそれがあるとき。

(3) 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。

2 知事は、前項の規定により、実習を中止する場合は、その旨を当該実習生が在籍する大学等の代表者に通知するものとする。

(事故責任等)

第12条 実習生又は実習生が在籍する大学等の代表者は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 実習生及び実習生が在籍する大学等の代表者は、実習生が故意又は過失をもって本要綱の規定に反する行為により、福島県又は第三者に対して損害を与えた場合は、これらに対して連帯して責任を負わなければならない。

(雑則)

第13条 本要綱に定めるもののほか、実習に関し必要な事項は、別途定める。

附則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
この要綱は、平成27年5月1日から施行する。
この要綱は、平成30年6月1日から施行する。
この要綱は、令和6年6月5日から施行する。